

原子力災害対策編

原子力災害対策編

第1部 県外の原子力施設事故対策..... 原子力-1

第1章 災害予防.....	原子力-1
第1節 基本方針.....	原子力-1
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備.....	原子力-1
第2章 災害応急対策.....	原子力-2
第1節 情報の収集・連絡.....	原子力-2
第2節 モニタリング体制の強化.....	原子力-2
第3節 住民等への情報伝達・相談活動.....	原子力-3
第4節 水道水、飲食物の摂取制限等.....	原子力-4
第5節 風評被害等の未然防止.....	原子力-4
第6節 各種制限措置の解除.....	原子力-4
第3章 災害復旧対策.....	原子力-5
第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表.....	原子力-5
第2節 風評被害等の影響軽減.....	原子力-5
第3節 健康への影響と対策の検討.....	原子力-5

第1部 県外の原子力施設事故対策

第1章 災害予防

第1節 基本方針

《関係各部》

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲※にも本県の地域は含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本県においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水畜産物等の放射性物質検査を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、県が関係機関等と連携して実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な事項を定め、県民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成27年12月1日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設からおおむね30km」とされている。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、随時本対策を見直すものとする。

3 みどり市地域防災計画における本対策の位置づけ

この対策において定めのない事項については「風水害・雪害対策編」によるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

《関係各部》

1 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県外に立地する原子力施設の事故に対し、万全を期すため、県との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

2 情報の分析整理

市は、収集した情報の分析整理に当たり、必要に応じ専門家の意見を聞き、活用するため、専門家による支援体制の整備を図る。

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡

《関係各部》

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、関係省庁（原子力規制委員会、経済産業省、内閣府、総務省消防庁等）や県等からの情報収集に努めることとする。

第2節 モニタリング体制の強化

《関係各部》

市は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。実施結果等については、住民などへ積極的に広報するものとする。

1 空間放射線量率モニタリング

市は、県が平常時に行っているモニタリングポスト等によるモニタリング結果について、県より提供を受けるものとする。

2 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

市は必要に応じて水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施するものとする。

第3節 住民等への情報伝達・相談活動

《関係各部》

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、国や県と連携し、異常事象等に関する情報を広く住民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。
- (2) 市は、住民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。
- (3) 市は、伝達する情報について、県等と連絡を取り、その内容を十分に確認する。
- (4) 市は、県から提供を受けた情報等を、必要に応じて、報道機関の協力、防災行政無線、広報車、ホームページを活用し、情報提供するものとする。
- (5) 市は、住民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するように努める。
情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

- 市内の空間放射線量率に関する情報
- 水道水、県産農林水畜産物、上下水処理等副次産物、焼却灰等の放射性物質に関する検査結果
- 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 市は、国や県と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
想定される相談窓口としては、以下のようなものが挙げられる。

- 放射線による健康相談窓口
- 水道水、飲食物等の放射性物質に関する相談窓口
- 市内の空間放射線量に関する相談窓口

- (2) 市は、住民からの相談等で、十分な情報がない場合は、関係機関と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第4節 水道水、飲食物の摂取制限等

《関係各部》

1 水道水の摂取制限等

市は、原子力災害対策指針の指標や、国土交通省又は環境省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、県から摂取制限等の措置及び広報の要請を受けた場合は、群馬東部水道企業団と協力してこれを実施するものとする。

2 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び要請に基づき、県が農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行った場合、又は市にこれらの措置を指示した場合には、これに協力するものとする。

3 食料及び飲料水の供給

市は、風水害・雪害対策編第2部第8章の「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に基づき、県と協力して関係住民への応急措置を講ずるものとする。

第5節 風評被害等の未然防止

《関係各部》

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を行う。

第6節 各種制限措置の解除

《関係各部》

市は、放射性物質検査の結果及び国が派遣する専門家の判断、国の指示等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第3章 災害復旧対策

第1節 モニタリングの継続実施と結果の公表

《関係各部》

市は、必要に応じて、原子力事業者及び群馬東部水道企業団その他関係機関と協力して水道水や上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第2節 風評被害等の影響軽減

《関係各部》

市は、国及び県と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動等を引き続き行う。

第3節 健康への影響と対策の検討

《関係各部》

市は、モニタリング調査の結果等により、住民への健康の影響が懸念される場合は、放射線治療や放射線測定の特任家からなる有識者会議などを活用し、影響の程度や対策について検討する。